

相続放棄等の熟慮期間の延長について

相続放棄等の熟慮期間

相続人は、被相続人の死亡により、被相続人の一切の財産（不動産、預貯金、借金等）を相続するが、被相続人の財産を調査し、借金等の債務を引き継ぎたくないときは、**相続放棄等**（※1、2）をすることができる。

※1 相続放棄をすると、初めから相続人でなかったものとして扱われる。

※2 相続放棄のほか、限定承認（相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐこと）をすることもできる。

相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3か月以内**に、**家庭裁判所に相続放棄等の申述**をしなければならない。

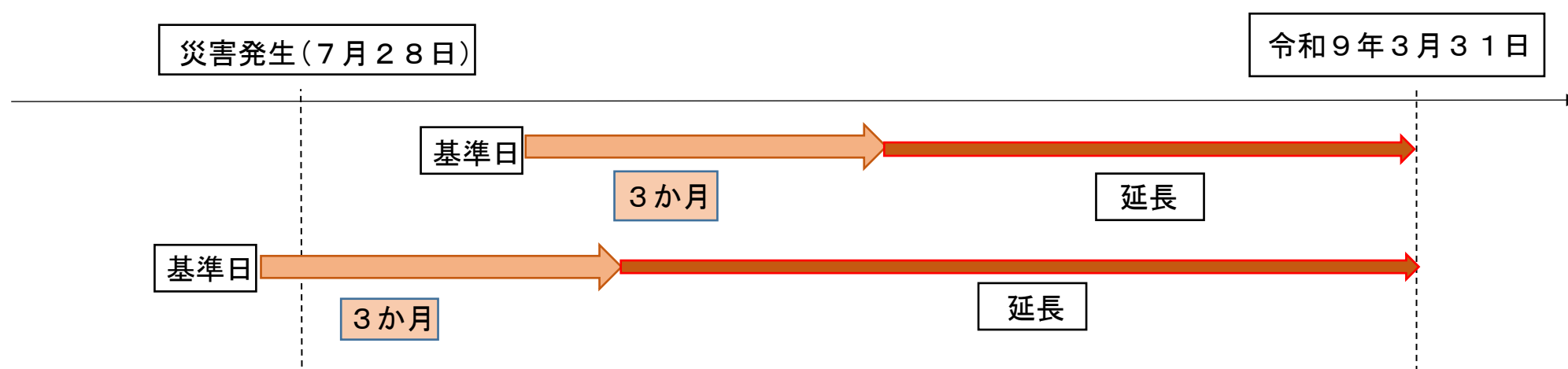
被相続人の死亡

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（熟慮期間）

相続放棄等の申述

特例措置の内容

政令で指定された地域に住所を有する相続人は、一律に、政令で定められた期間（**令和9年3月31日**）まで、相続放棄等の熟慮期間が延長される。



※基準日：相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った日